

高等学校における特別支援教育の取組

～高等学校における通級の開始と肢体不自由の生徒への合理的配慮について～

法政大学教職課程センター市ヶ谷相談指導員 戸塚 吉彦

はじめに

今夏の教員採用試験突破を目指す学生たちにとって、教職教養・専門教科・小論文・面接など身に付けなければならない分野は多岐にわたる。それらの中で、全面実施が目前となってきた新学習指導要領（小学校は2020年度、中学校は2021年度から全面実施。高等学校は2022年度から年次進行で実施。）の把握は極めて重要である。新学習指導要領を読み解くキーワードには、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」「社会に開かれた教育課程」「カリキュラム・マネジメント」などがある。加えて、今回の改訂で「総則」に新たに項を立てて記述された、「第4 生徒の発達の支援」の第2節「特別な配慮を必要とする生徒への指導」に注目が必要である。特別な配慮を必要とする生徒とは、「障害のある生徒などへの指導」・「海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導」・「不登校生徒への配慮」である。本稿はその3つのうちで「障害のある生徒などへの指導」について、高等学校における通級の開始と、肢体不自由の生徒への合理的配慮の取組状況を東京都の事例を中心にまとめたものである。

1 高等学校における通級の開始と障害のある生徒への合理的配慮が求められる背景

(1) 特別な配慮を必要とする児童生徒の在籍数は増加傾向

文部科学省が平成30(2018)年6月に公表した「平成29年度 特別支援教育資料」によると、平成29年度、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数（幼稚園から高等部）は141,944人、特別支援学級に在籍する児童生徒数（小学校・中学校）は235,487人、通級による指導を受けている児童生徒数は108,946人である。東京都においては、このような特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数の増加を受け、2019年度に臨海地区と王子地区、2020年度に八王子市に、特別支援学校を合わせて3校新たに設立する（「都立特別支援学校の規模と配置の適正化に関する施設整備計画」より）。さらに同整備計画には、新設に向けて基本設計や工事に入っている特別支援学校が6校記述されている。

また、学校教育法が改正されて盲・聾・養護学校や特殊学級から特別支援学校や特別支援学級に転換された平成19年度、さらにその十年前の平成9年度のそれぞれの人数と比較してみると**図表1（特別支援教育を受けている幼児児童生徒数）**のとおりである。

図表1 特別支援教育を受けている幼児児童生徒数

	平成9年度	平成19年度	平成29年度
特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数	86,444人	108,173人	141,944人
特別支援学級に在籍する児童生徒数	66,681人	113,377人	235,487人
通級による指導を受けている児童生徒数	22,926人	45,240人	108,946人
幼児児童生徒全体に占める特別支援教育を受けている割合	0.9%	1.7%	3.2%

※平成9年度は特別支援学校ではなく、盲・聾・養護学校に在籍する幼児児童生徒数
（文部科学省「平成29年度 特別支援教育資料」より抜粋）

これを見ると、特別な配慮を必要とする児童生徒の人数は明らかに増加傾向にあり、子ども全体に占める特別支援教育を受けている割合も0.9%→1.7%→3.2%と増加の状況を裏付けている。在籍数増加のデータの見方については、特別な配慮を必要とする幅が広がり、障害が重たく就学猶予を受けていた子どもや、逆に従前は見過ごされていた特別な配慮の必要性が比較的低い子どもへの支援が増えてきているといえる。

(2) 障害のある子どもを包容するあらゆる段階の教育制度確保への動き

障害者への特別な配慮をする取組の推進において、大きな影響を与えたのが「障害者の権利に関する条約」である。「障害者の権利に関する条約」は2006年12月13日に国際連合で採択された障害者に対する初めての国際条約である。日本は関連する国内法の整備などを経て、平成26(2014)年1月20日に同条約を批准した。

「障害者の権利に関する条約」の第24条において、「教育についての障害者の権利を認める。締約国は、

この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する」と定めている。そして第2条には、「合理的配慮とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、(中略)、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とある。「合理的配慮」とは障害をもつ児童生徒の障壁を取り除いて包容するため、今まさに最重視されている取組である。加えて第2条では、合理的配慮の否定は「差別」であると明記されている。

「障害者の権利に関する条約」批准に至る過程で国内法の整備がなされ、平成23(2011)年8月、「障害者基本法」が改正された。第1条で「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」と、目指すべきこれからの社会の在り方として「共生社会」の実現を前面に打ち出している。そして、第4条において「合理的な配慮がなされなければならない」としている。「合理的配慮」とは、負担が過重でなければ取り除かなければならない物理的・精神的なあらゆるものである。

2 高等学校における通級の開始と課題

(1) 高等学校における通級開始までの過程

小中学校における通級の制度は平成5年度から開始され、当初は12,240人が利用するスタートであった。それから25年、小学校・中学校において通級の指導を受けている児童生徒数が108,946人にも達した現在、教育支援の継続は義務教育を越えて求められることは必然の流れといえる。

平成28年3月、高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議から、「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」(報告)が文部科学省に提出された。報告では、「高等学校における特別支援教育のための体制については、平成19年度以降、徐々に整備が進められてきており、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名といった基礎的な体制は、高等学校において整えられつつある」と述べられている。そして、小学校・中学校においては通常の学級、通級による指導、特別支援学級という連続性のある「学びの場」が整備されているのに対し、「中学校卒業後の進学先は、主として高等学校の通常の学級又は特別支援学校に限られている」として、現状の連続性の不備を指摘し、「高等学校において、速やかに適切な指導及び支援が行われなく

てはならない」とし、文部科学省に迅速・適正な対応を求めた。

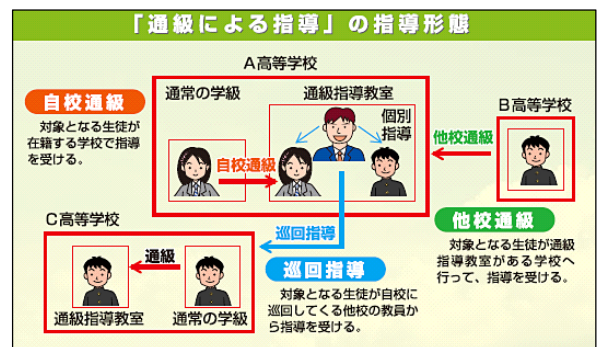
これを受け、文部科学省は平成28年11月、学校教育法施行規則第140条を改正し、高等学校において通級による指導(障害に応じた特別な指導)を特別の教育課程で実施できるものとした。この制度改正により、高等学校における通級による指導は平成30年度から運用が開始され、翌31年度以降、全ての各都道府県は本格実施をしなければならない。「通級による指導」とは通常の学級に在籍し、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態となる。

(2) 高等学校における通級の運用開始

平成30年度、高等学校における通級による指導の運用が開始された。本格実施は翌年度以降ということもあり、①複数の高等学校において運用を開始した、②1校において運用を開始した、③平成30年度は研究指定校とし、翌年度から実施する、など各都道府県の対応は様々である。①の例としては、宮城県・神奈川県・大阪府・愛媛県など、②の例としては東京都など、③の例としては栃木県・三重県などが挙げられる。これらの中で、高等学校における通級による指導への取組として注目したいのは宮城県である。宮城県教育委員会の高等学校における「通級による指導」リーフレットには、「宮城県では「エリアサポート体制」として構築している県内7エリアに学科や課程等(普通科、職業学科、定時制、通信制等)を考慮し、それぞれ1校以上、合計7校以上での実施を目指しています」とある。宮城県の高等学校における「通級による指導」については、今後の定着と進展について眼を離さずに見守ってゆくこととしたい。

「通級による指導」の形態については図表2(高等学校における「通級による指導」の指導形態)のとおり、「自校通級」「他校通級」「巡回指導」の3タイプがある。

図表2 高等学校における「通級による指導」の指導形態



(宮城県教育委員会 「高等学校における〔通級による指導〕リーフレット」より)

運用が開始された現段階（平成 30 年度）においては、多くの都道府県が「自校通級」を選択している。また、対象とする生徒の選定にあたっては、学習上又は生活上の困難を有しているもののうち、本人と保護者が希望する者で、特別の教育課程を行うことが適当と実施校の校内委員会等で判断された生徒である。

(3) 東京都の新たなタイプの高等学校における通級の現状と課題

平成 30 年 12 月 18 日、東京都教職員研修センターにおいて、「平成 30 年度 高等学校における発達障害のある生徒の支援に関する講習会」が開催された。講習会では、今年度から東京都で唯一「通級による指導」を開始した、東京都立秋留台高等学校の特別支援教育コーディネーターから「都立秋留台高等学校における通級による指導の実際」のタイトルで事例報告があった。都立秋留台高等学校は、東京都による「都立高校改革推進計画」の中で生まれた、エンカレッジスクールという「新たなタイプ」の高等学校である。エンカレッジスクールとは、中学校において学習等でつまずいた生徒を対象とする全日制の高等学校で、入学者選抜における学力検査はなく、調査書・小論文（作文）・面接で合格者が選考される。授業は 30 分授業で午前中実施され、午後は体験活動や選択科目にあてられる。定期考査もなく、クラスは 2 人担任制である。東京都では現在、職業高校を含めて 5 校がエンカレッジスクールとして展開し、入学者選抜においても一定の倍率を確保している。

都立秋留台高等学校における「通級による指導」は、週に 1 回 2 時間を 1 年生は放課後に、2・3 年生は選択科目の時間に設定している。1 年生が放課後に設定しているのは、都立秋留台高等学校の 1 年生の教育課程が全て必修科目のため、制度上「通級による指導」を授業時間内に置くことができないからである。「通級による指導」を利用している生徒数は 1 年生 17 名、2 年生 11 名、3 年生 9 名である。

都立秋留台高等学校における「通級による指導」の課題としては

- ① 「通級による指導」時間を設定する教育課程上の問題 … 特に 1 年生
- ② 年度途中の入退級が難しい … 2・3 年生の選択授業の関係
- ③ 自己理解・受容ができない生徒がいる … 「みんな」と違う不安
- ④ 中学校が進路指導の際、都立秋留台高等学校の取組への過度の期待を抱く傾向
- ⑤ チャレンジスクールの高等学校との違いの明確化が必要

※チャレンジスクールの高等学校とは、エンカレッジスクールと同じく「新たなタイプ」の高等学校で、中学校時代に不登校を経験した生徒などを対象とする。入学者選抜に学力検査はなく、小論文（作文）・面接・志願申告書で選考される。昼夜間 3 部定時制で総合学科の単位制である。東京都では現在 5 校のチャレンジスクールがあり、さらに 1 校に学年 2 クラスのチャレンジ枠を設けている。

⑥ 担任・教科担当者との連携が十分ではない

これらの課題の中で最も大切なことは、「担任・教科担当者との連携が十分ではない」点である。「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」（報告）の中で、「通級による指導はあくまでも個別に設定された時間で行う指導であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善が重要となる。すなわち、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めることが必要である」と明記されている。「通級による指導」をとおして、学習上又は生活上の困難を抱える生徒への支援を効果あるものにするためには、「チームとしての学校」の意識の下、通級による指導の担当教員、生徒の担任、通常授業の教科担当者が保護者を含めた関係者間で定期的に情報共有をし、連携して指導を進めることが求められる。

3 高等学校における肢体不自由の生徒への合理的配慮の取組

(1) 肢体不自由の生徒が受検を決めた高等学校

ここでは、東京都立八王子拓真高等学校における、肢体不自由の生徒の入学者選抜受検から入学後の「合理的配慮」の取組について述べる。都立八王子拓真高等学校は、前述の都立秋留台高等学校のようなエンカレッジスクールやチャレンジスクールと同じく、「新たなタイプ」の昼夜間 3 部定時制高等学校として平成 19 年 4 月に開校した。入学者選抜は学力検査（他の数校の昼夜間定時制高校は東京都共通問題だが、八王子拓真高校は自校作成問題）を実施し、単位制・普通科である。また、同一学年に一般枠クラスと不登校経験等を有する生徒が在籍するチャレンジ枠クラスを併置する都内唯一の高校である。チャレンジ枠クラスの入学者選抜は、チャレンジスクールと同スタイルで学力検査は実施せず、小論文（作文）・面接・志願申告書で選考される。

定時制高校ではあるが選択科目の履修により、全日

制の高等学校と同じ3年間で卒業する生徒が6~7割を占めている。基本スタイルの一日4時間授業では、Ⅰ部生徒は午前中のみ、Ⅱ部生徒は午後のみ、Ⅲ部生徒は夜のみの授業となる。入学してくる生徒は学習歴の差、生活習慣の違い等、多様である。多様な生徒の様々なニーズに対応するために、開校以来、学年制の良さを残しつつ単位制のもつ柔軟さを活かす教育課程の編成や、それに基づく様々な特色ある取組を実践している。その一例として、中学時代、学習の定着が十分ではなかった生徒向けの「わかる」シリーズの選択科目の設定が挙げられる。「わかる国語」「わかる社会」「わかる数学」「わかる英語」が設定され、四文字熟語、都道府県庁所在地、加減乗除、曜日の英語など、基礎・基本からスモールステップで理解を進めていく。

(2) 肢体不自由の生徒の受検から入学後へ向けた取組

特別支援学校の中等部に在籍する女子生徒から受検の意志が示された。当該の女子生徒は小学5年生の時に小脳出血が起り、影響で脳幹の一部が圧迫されて損傷した。後遺症として、右手・右足に麻痺がある。また、思うような動きや姿勢を正常に保てないため運動失調症状があり、常時、車椅子を使用する。嚥下障害や構音障害あり、話し方は不明瞭であり、ゆっくりである。気管切開を行っている。鼻水や唾液などの喀痰の排出を、吸引器を使って定期的に行う必要がある。

入学者選抜の願書提出に先立って、「障害による学力検査実施上の特別措置」申請がされた。申請をもとに、東京都教育委員会や在籍する特別支援学校との確認を経て、次の特別措置を決定した。

- ① 筆記試験（小論文）は別室受検とし、試験時間を1.3倍に延長する（50分を65分）
- ② 筆記試験（小論文）は口述筆記を認め、在籍する特別支援学校の教員が代筆
- ③ 家族による送迎
- ④ 器具（ルーペ）の持ち込み、ティッシュ及びティッシュを入れるゴミ袋

生徒は小論文・面接を含め、優秀な成績でⅡ部チャレンジ枠に合格した。

合格後、特別支援教育コーディネーターを中心に本人・保護者との高校生活への「合理的配慮」事項の確認を複数回重ねた。また、在籍する特別支援学校担当者との引継ぎ等を実施した。保護者との話の中で、母親から「本人は高校生活を楽しまたいと思っている。ただ、私がダメで、子どもと離れられない」と、障害をもつ子どもの母親の不安を率直に伝えてくれた。最終的に、高校生活を送る上での「合理的配慮」計画と入学後の実際の状況は次のとおりである。

① 学習

介助員による予備ノートの作成

実際：生徒は右手に麻痺があり、授業時間内に板書を全てノートに取ることは困難

実際：教育委員会により、介助員の配置は承認されたものの、介助員を探すのは学校。入学後、約1ヵ月は介助員を確保できず、保健相談部の教員を中心に対応。

車椅子が使用できる斜向台付きの大きな机の使用

実際：在籍していた特別支援学校から、生徒が使用していた机を譲り受けて使用

定期考査は別室受験と試験時間の延長

実際：考査の試験時間は1学期中間考査において1.3倍で受験。本人が筆記。国語・英語は時間が足りなかったため、期末考査から国語・英語は90分とした。

解答用紙は拡大（A4→B4）… 問題用紙は拡大不要
配布するプリント類は介助員の分も含めて2枚用意
体育実技における授業支援 … 当該女子生徒専任の時間講師任用の承認される

実際：体育の授業で他の生徒たちがグラウンドで持久走の練習をしている時には、専任の講師の指導の下、車椅子でトラックを3周した。数日後、母親は「本人は大変だ、疲れた、手が痛い、と言いつつ、充実感があるようです」と伝えてくれた。

② 学校生活

年度当初、3部合同の学年集会で周知し、理解・協力を要請

移動の少ない教室配置 … 習熟度別授業の際、当該女子生徒の講座を自教室とする

車椅子で平行移動可能な、別棟の3階の階段踊り場の空きスペースに吸引のためのスペースを設置

実際：教育委員会に「合理的な配慮」として仮設部屋の設置を要請し、1学期途中に実現

教室棟から小体育館へ通じる渡り廊下のスロープの斜度を改善

実際：現状のスロープではスピードが出てしまうため、緩やかな斜度に改善工事

登下校における送迎のため、専用の駐車スペースを確保

実際：母親は毎日送迎し、介助員が対応している授業中には相談室待機。途中、一度、吸引のために母親が対応。

③ コミュニケーション

自分の意見や要求を教員や介助員に伝えるよう本人が努める

実際：下校時や校内で会った際には意識して本人・母親に話しかける。入学後しばらくは、「友

だちができないので寂しい」と言っていたが、部活動（園芸部）にも入部し、定期考査においても成果が出た科目が幾つもあり、月日が経つごとに会話が成立するようになった。学期末には、母娘で通知表を持って報告に来室。当該生徒と話をする際には、生徒と目線の高さを合わせて話をしよう意識した。

以上の「合理的配慮」の適正な実施と実践に基づく見直しのため、特別支援教育コーディネーターが校内委員会や職員会議で報告。指導方針・内容の共通理解のために、定期的に拡大の学年団・教科担当者会議を開催。入学直後、教員の中には「合理的配慮」の一部に消極的な意見が出るがあったが、徐々に組織としての取組となっていた。

(3) 女子生徒の作文「高等学校に入学して、将来への目標」

1 学期後半、当該の女子生徒に「校長だより」に載せる作文を依頼し、平成 29 年 6 月 23 日発行の「校長だより 第 9 号」に掲載した。

“私は小学校 5 年生の時、病気で入院しました。意識が戻ってからも、誰が誰なのか、自分が誰なのか分かりませんでした。でも、リハビリをしていくうちに感情が豊かになり、前のことを少しずつ出し、毎日のように泣いていました。

退院した時は 6 年生だったので、卒業まで前に通っていた小学校に行き、中学校からは特別支援学校に通うことにしました。しばらくして気持ちが落ち着いてくると、普通校との違いに戸惑いを感じるようになりました。自分なりに考え、高校は違う学校に行こうと思い担任の先生に相談すると、車椅子でも通える学校の資料をくださいました。家でもいろいろと調べて、八王子拓真高校が良いと思い、母に話すと体力的に無理と言われ反対されてしまいました。でも、私は諦めたくなかったので、「中学はお母さんが決めた学校に行ったんだから、高校は自分で決める」と言い、母を説得しました。母も私が本気だと分かってくれ、それからは一緒に学校説明会と文化祭に行ってくれました。

入学が決まり、実際に行ってみると、拓真高校は思っていた通りに素晴らしい学校でした。車椅子に対してあまり偏見がなく、先生方も生徒の皆さんもみんな優しいです。4 時間授業も体力的に合っていて、入学してから休まず通っています。

また、教科「人間と社会」の授業では、福祉と共生について教わり、いろいろな仕事があることを知りました。今まで私は、社会福祉士になりたいと思

っていました。けれど、他にもできそうな仕事があることを知ったので、今はまだ将来の夢は決めていません。ただ、障害のある人たちと関わる仕事がしたいと思っているので、拓真高校でしっかり勉強して将来につなげたいと思います。”

※補足：教科「人間と社会」は、平成 28 年度から全ての都立高等学校において実施されている。教科「奉仕」の発展形である。体験活動などを取り入れ、道徳教育とキャリア教育の一体化を図ることを目的とする。

(4) 1 年間の終わり、1 学年の修了式

学年末の修了式が終わった夕方、本人と保護者が通知表を持って来室。いつものように目線の高さを合わせて坐ると、生徒は「成績が 3 から 4 に上がった科目があるんですよ」と、嬉しそうに通知表を見せてくれた。昨年度までは年に十日近く欠席していたのが、欠席がほとんどなく、成績のアップに加えてそれも嬉しそう。母親も、入学前 3 月の打合せでの「私がダメで、子どもと離れられない」の様子に比べ、格段の落ち着きと明るさを見ることができるようになっていた。

4 まとめ

肢体不自由の女子生徒への「合理的配慮」の実践は、正直、学校として手探り状態での 1 年間の取組であった。本稿に記述した内容については、特別支援学校教員や専門家の皆様からは、「合理的配慮」が十分ではなかったり、誤解している取組があったりと御指摘を受けるのではと思われる。

本稿をまとめるにあたり、高等学校における特別支援教育への意識と実践が、義務教育学校のそれに比べて遅れていることを改めて実感した。高等学校における「通級による指導」の普及と、障害のある生徒への「合理的配慮」の浸透を今後も注視していきたい。

最後に、大分県立舞鶴高等学校が平成 28 年 3 月に HP に掲載した「合理的配慮提供手続きマニュアル」は、学校が取組むべき全体の流れを知る上で非常に優れたものであることを紹介させていただく。

引用・参考文献

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(答申) 中央教育審議会 平成 28 年 12 月
「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」(報告) 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 平成

28年3月

「教育支援資料」 文部科学省 平成25年10月

「平成29年度 特別支援教育資料」 文部科学省 平成30年6月

「教育的観点からの合理的配慮の提供に関するガイド」
宮崎県教育委員会 平成28年3月

『通常学校の障害児教育』 清水 貞夫 かもがわ出版

『親と教師で取り組む障害児教育 7 こうすれば成功する！ 家庭との連携の深め方』 小松 栄生
明治図書

『基礎からはじめる インクルーシブ教育の実践 ともに学び ともに育つ』 須田 正信 明治図書

『全特長ビジョン 共生社会の礎を築く 10 の提言』
全国特別支援学校長会 ジアース教育新社